

八街市協働のまちづくり条例の解説

ふれあい・支え合い・集い・郷土愛・つながりを大切に！
みんなでまちづくり



ピーちゃん

ナッチちゃん

八街市イメージキャラクター

平成29年6月

八 街 市

目 次

条例制定の趣旨	1
条例の構成	2
条例の解説	
前文	3
第1章 総則（第1条・第2条）	4
第2章 協働のまちづくりの考え方（第3条－第6条）	8
第3章 まちづくりの担い手の役割（第7条－第10条）	18
第4章 地域自治の推進（第11条－第14条）	20
第5章 行政参加の推進（第15条－第18条）	22
第6章 協働のまちづくり推進組織（第19条・第20条）	24
第7章 雑則（第21条）・附則	25
資料編	26

条例制定の趣旨

少子高齢化・人口減少が急速に進むと予測される中、様々な地域課題に対して行政のみで対応するには限界があります。

また、地域においても、担い手が減少し、区や自治会をはじめとする地域活動を継続していくことが難しい環境となっています。

このような社会の変化に対応したまちづくりを地域の特性に応じて取り組むためには、そこに関わるすべての人々が互いに支え合い、連携して対応していく必要があります。

このことから、市民と行政がともに担い手となり、それぞれが持つ、知識、技術、経験を最大限に有効活用し、まちづくりに取り組んでいく必要があります。

この市民と行政による協働のまちづくりを推進するためには、具体的なルールが必要であることから、ここに八街市協働のまちづくり条例を制定するものです。

条例の構成

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

- 第1条 目的
- 第2条 定義

第2章 協働のまちづくりの考え方（第3条―第6条）

- 第3条 行動理念
- 第4条 協働の基本原則
- 第5条 まちづくりの考え方
- 第6条 地域資源の活用

第3章 まちづくりの担い手の役割（第7条―第10条）

- 第7条 市民の役割
- 第8条 市民活動団体の役割
- 第9条 事業者の役割
- 第10条 市の役割

第4章 地域自治の推進（第11条―第14条）

- 第11条 地域自治
- 第12条 参加意識の醸成
- 第13条 担い手づくり
- 第14条 集いの場

第5章 行政参加の推進（第15条―第18条）

- 第15条 市民等の参画推進
- 第16条 意見の公募
- 第17条 委員の公募
- 第18条 政策の提案

第6章 協働のまちづくり推進組織（第19条・第20条）

- 第19条 推進委員会
- 第20条 推進本部

第7章 雑則（第21条）

- 第21条 委任

附 則

条例の解説

ここからは、前述のとおり構成されている「八街市協働のまちづくり条例」における前文から第21条までの条文について、その内容を解説します。

前文

本市は、先人が育て守り続けてきた豊かな自然や風土、あたたかい人情にあふれる人々、恵まれた地理的条件により、近年多くの人々を受け入れながら発展してきました。

社会が大きく変化する中で、これまで育まれた美しい自然や風土を守り「ふるさと八街」を後世へ引き継いでいくためには、市民一人ひとりがふれあい、支え合い、郷土愛の心を育み、さまざまな地域課題に対応し、市民自らが積極的にまちづくりに参加していくことが必要です。

人と人とのつながりを大切にし、すべての人々が地域課題を共有して、それぞれが持つ豊富な知識や技術、経験を活かし、互いに支え合ってまちづくりに取り組むことで「ふるさと八街」を発展させることができます。

生涯にわたって安心して暮らすことができるまちの実現を図るためには、市民と行政がともに担い手となって、協働のまちづくりに取り組んでいくことが大切です。

市民と行政が一体となって協働のまちづくりに取り組むためには、それぞれが役割を果たし、互いに連携し、協力し合うためのルールが必要であることから、ここに「八街市協働のまちづくり条例」を制定します。

解説

前文は、この条例を制定する趣旨を強調するために設けたものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における協働のまちづくりを推進するための基本的な事項を定めることにより、まちづくりへの市民参加の裾野を広げ、互いに協力し、支え合うことで、生涯にわたって安心して暮らせるまちの実現を図ることを目的とします。

解説

本条は、条例の目的を表したもので、市民と行政が互いに支え合いながらまちづくりを進め、生涯にわたって安心して暮らすことができるまちの実現を図ることを条例の目的としています。

この目的のために、市民と行政による協働のまちづくりを推進し、そのための基本的な事項について条例で定めることとしています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりです。

- (1) 協働 様々な活動主体が、それぞれが持つ特性を活かし、互いに相手を尊重し、補完し合い、連携、協力することで、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けて取り組むことをいいます。
- (2) まちづくり 安心して暮らすことができ、自然と共生する、人間的なやさしさにあふれたまちをつくるための取り組みをいいます。
- (3) 地域自治 市民等が、地域の特性に応じて、支え合って主体的に地域課題に取り組むことをいいます。
- (4) 市民 市内に居住する人、市内で働く人又は学ぶ人をいいます。
- (5) 市民活動団体 市内において、営利を目的とせず、市民が自主的に行う社会貢献活動を行う団体をいいます。ただし、宗教、政治に関する活動を目的とするものは除きます。
- (6) 事業者 市内において、営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいいます。
- (7) 市民等 市民、市民活動団体、事業者をいいます。
- (8) 市 市長その他市の執行機関をいいます。

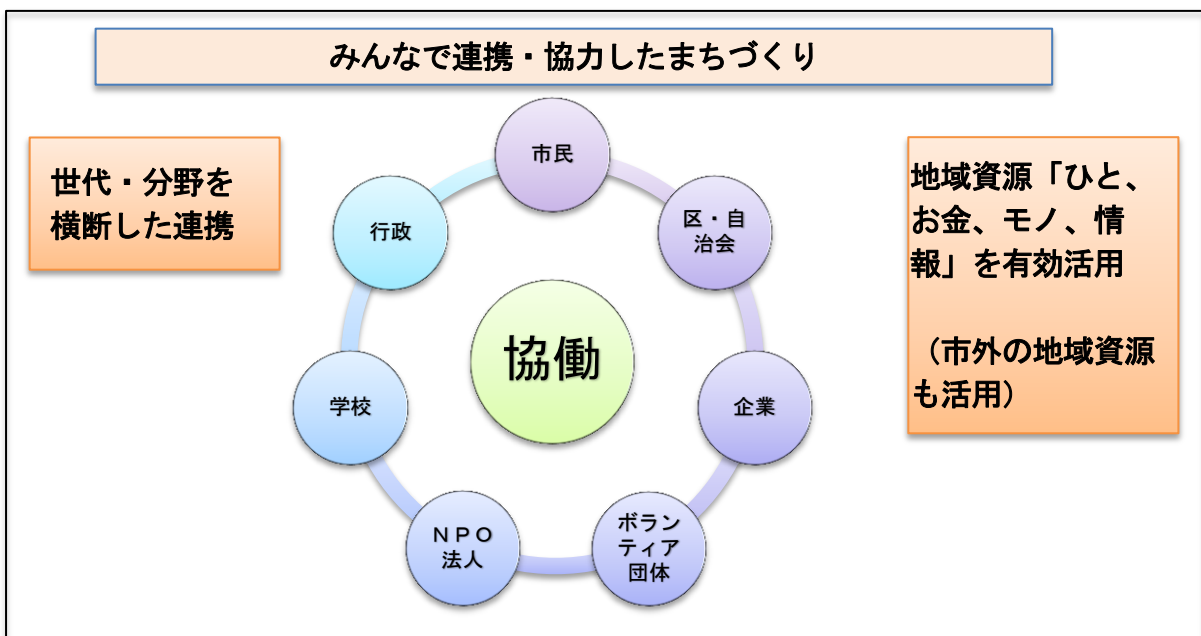
解説

本条は、この条例で用いる用語の意味を定めたものです。

(1) 協働

協働とは、市民個人、区・自治会、企業、行政など様々な活動主体が共通する課題を解決するために、互いを尊重し、それぞれが担える役割を果たし、相互に補完し合いながら連携・協力することをいいます。

【協働のまちづくりイメージ図】



協働による取り組みを行う際には、ひと、お金、モノ、情報など今ある地域資源を最大限に有効活用し、様々な分野で活動する団体や組織が分野を横断的に連携することで、より一層の相乗効果を生むように心がけて取り組むことが大切です。

(2) まちづくり

八街市総合計画2015における基本構想において、八街市がめざす将来都市像を、「ひと・まち・みどりが輝く ヒューマンフィールドやちまた」と示しています。

その意味は、「ひと・まち・みどりが輝く」とは、本市に暮らす人びとがいきいきと活躍し、自然と農業や商工業など多様な産業とが均衡ある調和を保ちつつ、まちが未来に向かって力強く発展する姿をあらわしています。

「ヒューマンフィールドやちまた」とは、すべての人が安全で安心して暮らせる、自然と共生する、人間的なやさしさにあふれた都市やちまたをあらわしています。

「まちづくり」とは、この将来都市像を実現するための取り組み全般のことを指します。

(3) 地域自治

「地域自治」とは、区や自治会の地縁組織による活動をはじめ、ボランティア団体、NPO法人、事業者などが、地域課題に対して、自ら支え合って取り組むことを指します。

このような地域自治の活動事例には、以下のようなものがあります。

市民・地域において行っている活動（市民によるまちづくり）

公共施設等の管理	公園の維持管理、道路・河川等の美化、体育館や集会場の管理など
地域福祉	高齢者・障がい者等要介護者の支援、健康づくり、子育て支援など
環境保全	町内の美化活動、不法投棄の監視、リサイクル活動、緑化推進など
生活安全	自主防災活動、防犯パトロール、交通安全活動など
教育・文化等	生涯学習、青少年健全育成、人権教育、体育活動、伝統文化の継承など
まちづくり	地域振興（街おこし）、土地利用計画、景観づくりなど
スポーツ・レクリエーション	納涼祭、運動会など
その他	行政への要望活動、地区広報紙の発行など

今後は、このような地域の支え合いによる取り組みを充実させ、地域課題を市民等が自らの手で解決していく地域自治を推進していきます。

また、市は、市民等による地域自治の取り組みを積極的に支援します。

(4) 市民

この条例における「市民」には、市内に住所を有している人だけでなく、多くの時間を市内で過ごしている、市内で働く人と学ぶ人も含めて定めています。

(5) 市民活動団体

「市民活動団体」とは、地域社会の維持、向上に貢献する活動に取り組む団体のことを指します。

（例：区、自治会、ボランティア団体、NPO法人など）

また、「営利目的とせずに」とは、収益活動のすべてを禁止するものではなく、活動で得た利益を構成員等の関係者に配分しないことを指します。

有償ボランティアなどによる持続可能な活動のために必要となる経費は、利益の配分とは考えていません。

宗教活動については、行政における憲法上の制限の観点から除外し、政治活動については、中立性の観点からその活動を除外します。

(6) 事業者

営利を目的とする事業を行う個人または法人及び公益法人、学校法人、協同組合その他これに類する団体で、市内で事業活動を行う者を指します。

(7) 市民等

「市民等」とは、市民、市民活動団体、事業者のことをいい、本市において活動する人々を指します。

(8) 市

「市」とは、市長のほかに、執行機関として位置づけられる、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審議会、水道課のことを指します。

第2章 協働のまちづくりの考え方

(行動理念)

第3条 市民等及び市は、次の各号に掲げる行動理念を踏まえて、協働のまちづくりに取り組みます。

- (1) ふれあい
- (2) 支え合い
- (3) 集い
- (4) 郷土愛
- (5) つながり

解説

本条では、八街市協働のまちづくり指針で定めた八街市協働のまちづくり行動理念について、定めています。

八街市協働のまちづくり行動理念とは

八街市に関わるすべての人びとが、市民と市職員で策定した「八街市協働のまちづくり指針」に掲載されている八街市協働のまちづくりキャッチフレーズと八街市協働のまちづくり行動理念（8つの標語）のもとに、互いに手を取り、連携・協力し合いながら、協働による地域課題の解決に取り組み、誰もが安全・安心に暮らし、自然と共生する、人間的なやさしさにあふれたまちを目指す際に、大切にする考え方のことを指します。

この行動理念は、「ふれあい」、「支え合い」、「集い」、「郷土愛」、「つながり」の5つに分類され、8つの標語で構成されています。

①八街市協働のまちづくりキャッチフレーズ

人にやさしく、地域で支えあい

明るい未来が見えるまちづくりを目指して！

や やさしい気持ちで

ち 地域をむすび

ま まちをつくれば

た 楽しい未来

※「八街市協働のまちづくり指針」より

②八街市協働のまちづくり行動理念

【ふれあい】

標語1 人と人とのふれあい、つながりのある街を目指しましょう。

標語2 声かけ、あいさつをし、顔の見える街にしましょう。

【支え合い】

標語3 お互いを思いやり、寄り添いながら安全・安心と信頼にあふれた街にしましょう。

【集い】

標語4 情報を発信、共有しみんなで話し合う街にしましょう。

標語5 交流や話し合いの場や機会を多く設け、参加しやすい街にしましょう。

【郷土愛】

標語6 ふるさと「やちまた」に誇りと愛着をもち、豊かな資源を有効に活用し、将来世代につなげていきましょう。

標語7 まちづくりに参加する意識を持ち、この街のために一人ひとりが自ら考え行動し、住みやすい街にしましょう。

【つながり】

標語8 様々な人・団体の縦のつながり・横の広がりを充実させ、様々な活動主体が豊かな発想をもって協力し合うことのできる街にしましょう。

※「八街市協働のまちづくり指針」より

【ふれあい】

標語1 人と人とのふれあい、つながりのある街を目指しましょう。

人とのつながりを大切にし、やさしい気持ちで助け合い、協力し合いながら暮らすことのできる街を目指していこうとするものです。

標語2 声かけ、あいさつをし、顔の見える街にしましょう。

日頃から声を掛け合い、向こう三軒両隣のことを広域に広げ、まとまりのある街にしていこうとするものです。

【支え合い】

標語3 お互いを思いやり、寄り添いながら安全・安心と信頼にあふれた街にしましょう。

支え合うことで、地域の絆を深め、安全で安心して誰もがいきいきと豊かに暮らせる街にしていこうとするものです。

【集い】

標語4 情報を発信、共有しみんなで話し合う街にしましょう。

地域課題を解決するための有益な情報や何が問題となっているかという共通認識を持つためにも、情報を集め、その情報を発信し、多くの人で共有することで、まちづくりの活動を活性化させ、より豊かな街にしていこうとするものです。

標語5 交流や話し合いの場や機会を多く設け、参加しやすい街にしましょう。

情報交換の機会を多く設けることで、豊かなまちづくりのアイデアが生まれ、そのアイデアがより良いまちづくりに活かされること。また、まちづくりに参加しやすい環境を整え、市民全員でより良い街をつくり上げていこうとするものです。

【郷土愛】

標語6 ふるさと「やちまた」に誇りと愛着をもち、豊かな資源を有効に活用し、将来世代につなげていきましょう。

「やちまた」という地域に誇りと愛着を持って、その豊かな資源を最大限に活用し、地域で循環する仕組みを取り入れ、地域を活性化させる取り組みを行い将来世代へ資源を引き継いでいこうとするものです。

標語7 まちづくりに参加する意識を持ち、この街のために一人ひとりが自ら考え行動し、住みやすい街にしましょう。

この街で暮らすことがすでに参加です。仕事や趣味などの日常活動がまちづくりにつながっていることを意識し、自分のできる範囲でこの街のためにできることは何かを考え行動し、住みやすい街にしていこうとするものです。

【つながり】

標語8 様々な人・団体の縦のつながり・横の広がりを充実させ、様々な活動主体が豊かな発想をもって協力し合うことのできる街にしましょう。

さまざまな人たちがつながり、連携・協力してまちづくりに取り組むことで豊かな活動が生み出され、互いに助け合いながら安心して暮らせる街にしていこうとするものです。

八街市に関わるすべての人びとが、このキャッチフレーズと行動理念（8つの標語）のもとに、互いに手を取り、連携・協力し合いながら、協働による地域課題の解決に取り組み、誰もが安全・安心に暮らすことのできるまちづくりの実現を目指します。

(協働の基本原則)

第4条 市民等及び市は、次の各号に掲げる基本原則を踏まえて、協働のまちづくりに取り組みます。

- (1) 対等 市民等及び市は、それぞれ対等な関係で連携、協力し、まちづくりに取り組みます。
- (2) 自立 市民等は、まちづくりを行う主体であることを自覚し、地域社会へ貢献するために自らの責任のもとに自分の役割を果たします。
- (3) 相互理解 市民等及び市は、それぞれ互いの立場を理解、尊重したうえでまちづくりに取り組みます。
- (4) 目的の共有 市民等及び市は、互いに理解し合い、目的を共有します。
- (5) 補完 市民等及び市は、互いの長所を活かし、不足する部分を補完します。
- (6) 対話 市民等及び市は、対話を重ねて、互いの役割、責任を確認します。
- (7) 情報の共有 市民等及び市は、まちづくりに活かすことができる情報を積極的に提供するとともに、共有するものとします。

解説

本条では、市民と行政あるいは、市民同士が連携してまちづくりに取り組む際に、互いに配慮することについて定めています。

(1) 対等

協働でまちづくりに取り組む際には、双方が対等な関係であることが重要です。相手に責任を押しつけるような関係ではなく、自己の担える範囲で活動し、連携していく関係が大切です。

(2) 自立

連携してまちづくりに取り組むためには、相手に依存するのではなく、自己が持つ技術・知識・経験等を活かし、自らが担う役割の部分は、自らが責任を負い、課題に取り組むことが重要です。

(3) 相互理解

相手のことを理解し、尊重することは、よりよい協働関係を構築するためには大切です。長所や短所も含めて互いに理解し合い、それぞれの役割を果たして課題に取り組みましょう。

(4) 目的の共有

連携してまちづくりに取り組む際には、その活動の目的を互いに理解し、共有することが大切です。

目的の共有は、連携する者同士の相互理解を深め、よりよい取り組みにつながります。連携してまちづくりに取り組む際には、目的を共有しましょう。

(5) 補完

互いの長所を活かし、連携することで、より効果的・効率的なまちづくりの取り組みを行うことができます。

互いの不足する部分を補完し合い、まちづくりに取り組みましょう。

(6) 対話

連携して共通課題に取り組む際、互いの役割は、はじめから決められてはいません。

誰がどの部分の役割を担うのかについては、双方が対等な立場で、対話を重ねて定めることが重要です。

(7) 情報の共有

情報が共有されることで、新たな連携やアイデアが生まれ、地域課題の解決につながることを期待できます。

まちづくりに活かすことができる情報は、積極的に提供し、みんなで共有しましょう。

(まちづくりの考え方)

- 第5条 市民等による自らの取り組みと、支え合いの取り組みをまちづくりの基本とします。
- 2 地域に即した市民等による自立したまちづくり活動を広げます。
 - 3 市は、市民等による自立したまちづくり活動に応じて、市が担うまちづくりの役割を定め、行政資源を効果的に投じます。
 - 4 市民等及び市は、それぞれの特性を活かし、補完し合って協働によるまちづくりに取り組みます。
 - 5 市民等及び市は、課題解決にふさわしい互いの役割を、相互の取り組みに応じて見いだしていけます。

解説

本条では、まちづくりにおける基本的な考え方について定めています。

第1項では、市民等が、自分が住むまちを住みやすい環境にするために、自ら課題に取り組む活動（自助、共助）をまちづくりの基本とすることについて定めています。

第2項では、第1項で掲げる市民等の自立したまちづくりの活動をより充実させ、まちづくりの基盤を充実させることを定めています。

第3項では、第2項による市民等の自立したまちづくりの活動に応じて、行政の役割を定め、市民等では解決を図ることが困難な課題について、行政が行政資源（税金）を効果的に投じて、公助により取り組むことを定めています。

第4項では、第1項から第3項に規定するまちづくりの基本を踏まえて、市民等と行政がそれぞれの特性を活かしながら連携して、互いの役割を果たし、まちづくりに取り組むことについて定めています。

第5項では、地域課題に取り組む際、市民、地域、行政が、それぞれの担う役割について、互いの取り組みに応じて、対話を通じながら定めていくことを規定し、自助、共助、公助の取り組みにより、まちづくりを市民等と行政が補完し合いながら進めていくことを定めています。

まちづくりの考え方

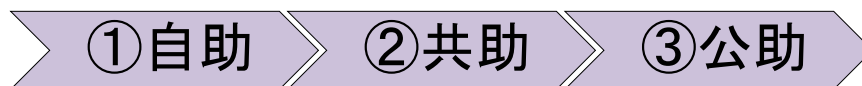
少子高齢化・人口減少が急速に進むと予測される時代において、地域の担い手の減少や自治体の財政状況の悪化など、様々な社会情勢の変化により、従来の「自助」、「共助」、「公助」によるまちづくりの役割分担のままでは、持続可能なまちづくりを進めていくことは困難であると考えられます。

そのため、市民と行政が、何をどのように担う必要があるのかが改めて問われています。

まちづくりの基本的な考え方としては、市民による「自助」の取り組みを起点とし、市民の支え合いによる「共助」の取り組みで「自助」の活動を補うといった市民の自発的な取り組みをまちづくりの基礎とし、市民だけでは、解決できない課題に対して、「公助」により行政が取り組む。

このような、「自助」、「共助」、「公助」の補完の原則のもと、まちづくりを進めていく必要があります。

まちづくりの基本的な考え方



自助：まずは自分で

共助：自助でできないことを地域などで

公助：自助、共助でも解決できないことを公助（行政）で

このまちづくりの基本を踏まえつつ、市民等の市事業への積極的な参加や協力を促進（行政参加の推進）し、市民ニーズを取り入れた行政運営の効率化を図るとともに、市民等が自ら積極的に地域課題に取り組む「地域自治」を推進し、「自助」、「共助」、「公助」のそれぞれの取り組み内容を充実させていきます。

特に地域自治の推進は、「共助」の領域を充実させる取り組みであり、今後のまちづくりにおいて重要な領域です。

この「共助」の分野が充実しなければ、「公助」の負担が重くなる一方ですし、行政における財源には限りがあることから、すべての課題を「公助」の範囲で対応することはできず、そこから漏れてしまう課題は、「自助」への領域へと切り捨てられてしまいます。

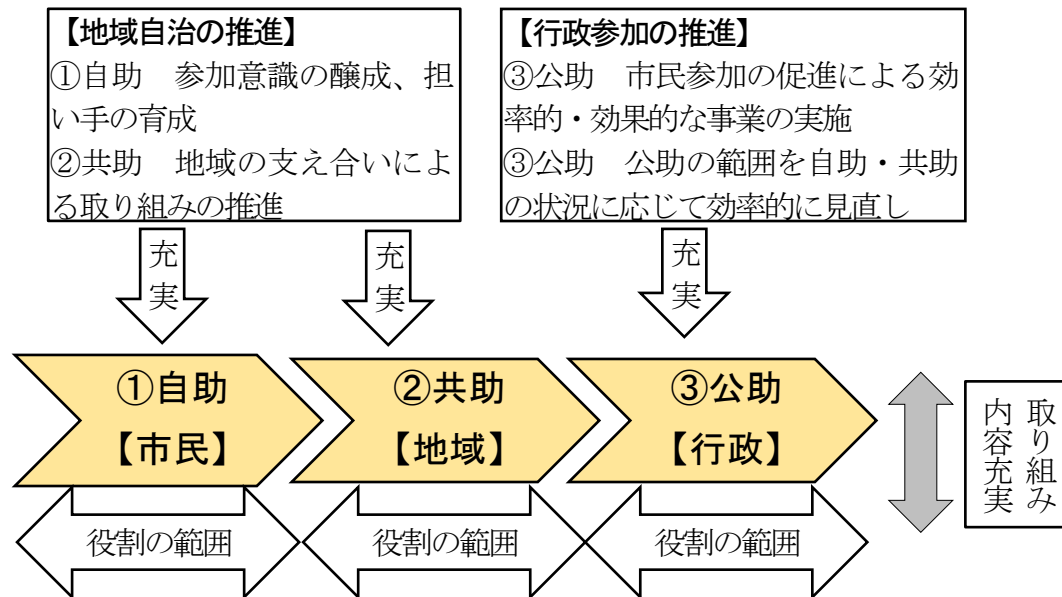
このことから、これからのまちづくりにおいては、個人や家族による「自助」の取り組みでは、解決できない課題を地域や企業、ボランティア団体などが連携し、その課題を解決していくといった「共助」の活動を広げていくことが重要になります。

また、市民や地域による「自助」、「共助」の活動が充実するほど、「公助」において、今まで投じていた行政資源（税金）の使い方を見直すことが可能となり、真に必要とされるまちづくりの課題に対し、行政資源（税金）を効率的・効果的に投じることが可能となります。

このことから、これからのまちづくりにおける市民、地域、行政の役割については、地域自治と行政参加の推進を図り、それぞれの取り組みを充実させつつ、その個々の取り組み内容に応じて、市民と地域と行政が対話を重ねて決定し、誰がどの分野を担っていくのかを定めていきます。

そのうえで、市民と地域と行政が互いに連携を図り、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んでいきます。

市民、地域、行政が連携し、地域自治・行政参加の推進を図ることで、自助、共助、公助のそれぞれの取り組みを充実させ、全体のまちづくり活動を豊かなものにします。



- ※ 1 \longleftrightarrow は、市民、地域、行政の担う役割の範囲を表しています。
- ※ 2 それぞれの役割の範囲は、課題の内容によって異なります。
(役割の範囲は、一定ではありません)

市民、地域、行政の役割は、それぞれの取り組みに応じて、対話を重ねて定めます。

これからのまちづくりの考え方

自助、共助、公助のそれぞれの取り組みを充実させ、市民、地域、行政の役割は、それぞれの取り組みに応じて対話を重ねて定め、相互に連携を図って、まちづくりに取り組みます。

自助、共助、公助の事例

事例項目	自助（市民）	共助（地域）	公助（行政）
高齢者の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自分のことを自分で行う ・自らの健康管理 ・家族による介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所づくり ・見守り支援 ・ボランティアによる生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険等によるサービス ・公的な各種高齢者福祉事業 ・生活保護 ・人権擁護、虐待対策
子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・家族（祖父母等）による支援 ・習い事、学習機会の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校の見守り ・子供会事業 ・お囃子などによる地域交流 ・事業者による校外学習・職場体験等の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設等の整備 ・子ども手当、医療費助成等経済的支援 ・子育て相談の対応
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用持ち出し品、備蓄品の常備 ・住まいの耐震化 ・土嚢の準備などの災害対策 ・避難場所の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の運営 ・防災訓練の実施 ・災害対策についての定期的な話し合い ・民間企業における帰宅困難者の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等の施設のインフラ整備 ・被災時の情報収集 ・ハザードマップの作成 ・減災の考え方の住民周知 ・被災者の生活支援
環境美化・保全 都市計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別 ・エコバッグ等の活用によるごみの減量化 ・庭の手入れ（庭木の枝打ち、垣根の手入れなど） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集場所の維持管理 ・ごみゼロ運動 ・側溝清掃 ・公園の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの収集 ・ごみ処理施設の維持管理 ・不法投棄等の監視 ・都市計画の立案
産業・観光	<ul style="list-style-type: none"> ・PR 広告 ・特産品等の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街等によるイベント開催 ・観光農園体験ツアーの実施 ・各事業者協会による活性化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・シティプロモーションの推進 ・産業まつりの実施 ・事業者の誘致 ・新規就農支援

(地域資源の活用)

第6条 市民等及び市は、まちづくりに活かすことのできる地域資源を発掘及び有効活用してまちづくりに取り組みます。

解説

本条では、まちづくりに活かすことのできる地域資源（ひと、お金、モノ、情報）を最大限に有効活用し、まちづくりの推進を図ることを定めています。

本市においても、様々な分野における知識・技術・経験を持つ人材がいます。また、文化財などの歴史的な資源や農業をはじめとする地域産業の特性など、まちづくりに活かすことができる様々な資源を最大限に有効活用していくことが大切です。

また、場合によっては、市外の資源も活用して、まちづくりに取り組むといった発想をもつことが大切です。

第3章 まちづくりの担い手の役割

(市民の役割)

- 第7条 市民は、積極的に自らまちづくりに参加するように心がけます。
- 2 市民は、自らが主体となって様々な分野のまちづくりに取り組みます。
 - 3 市民は、市が行う事業に積極的に参加し、意見、提案をはじめ、可能な範囲で協力します。
 - 4 市民は、人とのつながりを大切にし、支え合ってまちづくりに取り組みます。

解説

本条では、市民の役割について定めています。

市民の役割として、自らが暮らす地域は、自らの手で住みやすい環境にするといった意識のもと、自分たちにできる可能な範囲で、まちづくりに積極的にかかわっていくことが求められます。

また、地域自治の取り組みのほかにも、市事業への積極的な参加を役割として定め、市民と行政の相互の取り組みで、補完し合いながら、まちづくりを進めていくことを定めています。

さらには、地域の支え合いによる共助の取り組みが重要であることから、人とのつながりを大切にし、地域の支え合いによる取り組みを充実させていくことを定めています。

(市民活動団体の役割)

- 第8条 市民活動団体は、市民活動の持つ社会的意義を自覚して、まちづくりに参加します。
- 2 市民活動団体は、自らの活動を積極的に情報発信し、活動に対する市民の理解を深めるように努めます。
 - 3 市民活動団体は、自らの活動に留まらず、まちづくりに取り組む様々な団体と交流し、それらと連携してまちづくりに参加します。

解説

本条では、市民活動団体の役割について定めています。

近年の地域コミュニティは、ライフスタイルの変化や個人化が進み、地域のつながりが希薄となり、担い手は減少傾向にあります。東日本大震災や熊本地震などの大規模災害の教訓から、地域コミュニティや市民活動団体が担う役割の重要性は高まっています。

このことから、市民活動団体の役割は、まちづくりの共助の部分の社会的役割を認識したうえで活動し、自らの取り組みについて情報を発信し、多くの市民に対して、その活動の有益性を深めてもらい、賛同者を集めつつ、様々な人々が連携してまちづくりに取り組むことが求められます。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、地域の一員として、まちづくりへの理解を深め、まちづくりへの積極的な参加及び協力に努めます。

解説

本条では、事業者の役割について定めています。

事業者は、営利を目的とした活動が主であり、その活動を通じて国民の生活を豊かにするといった社会的責任を果たしています。しかし、事業者も地域社会の一員であり、まちの発展に対する理解を深め、可能な範囲で地域へ協力・貢献することが求められます。

その地域で事業を営むためには、その地域で暮らす人々が幸せに暮らすことができなければ、経営も成り立たないといった考えのもと、地域社会に可能な範囲で協力することを定めています。

(市の役割)

第10条 市は、協働のまちづくりを推進するために、必要な施策を策定し、実施します。

2 市は、市政運営において、積極的に市民等からの意見及び協力を求め、市民等との対話を通じてまちづくりを進め、効率的、効果的な政策を実施します。

3 市は、市民等によるまちづくりの活動を積極的に支援します。

4 市長は、市職員に対し、協働のまちづくりに関する研修等を実施し、市職員の見識を高めます。

解説

本条では、市の役割について定めています。

市の役割としては、以下のとおりです。

1. 市は、八街市協働のまちづくり推進計画などの計画をはじめとする各種事業を実施して、協働のまちづくりを推進します。
2. 市は、市民の行政参加を促進して、市民からの意見・協力を得ながら事業の効率化・充実を図ります。
3. 市は、市民が自ら地域課題に取り組む地域自治の活動について、積極的に支援し市民によるまちづくりの充実を図ります。
4. 協働のまちづくりを推進するうえで、市職員の協働のまちづくりに対する見識の向上は必要不可欠であるため、研修等を通じて、職員一人ひとりの見識を高めます。

第4章 地域自治の推進

(地域自治)

- 第11条 市民等は、私たちの住むまち「ふるさと八街」を自らの手で、暮らしやすいまちにするために、互いに支え合って、地域課題に取り組みます。
- 2 市民等は、自らの判断に基づいて、可能な範囲で地域自治に努めます。
 - 3 市は、市民等が自ら行うまちづくりの取り組みを支援します。

解説

本条では、「ふるさと八街」のために、市民等の支え合いによる自立したまちづくりの取り組みを推進していくことを定めています。

地域の課題は、その地域の特性に応じて、市民等が主体的に取り組み、課題の解決を図ることを定めています。

また、市は、地域自治の活動を積極的に支援し、地域自治の推進を図ります。

(参加意識の醸成)

- 第12条 市民等は、「ふるさと八街」に愛着をもって、まちづくりに参加します。
- 2 市民等は、自分の持つ知識、技術、経験を活かして、まちづくりに取り組みます。
 - 3 市民等及び市は、市民等のまちづくりへの参加意識の醸成を図る取り組みを実施します。

解説

本条では、市民等のまちづくりへの参加意識の醸成について定めています。

市民等がまちづくりに参加する際、第3条第4号に規定する行動理念における「郷土愛」の考え方に基いて、まちづくりに積極的に参加していくことが求められます。

また、自分の持つ知識、技術、経験などの長所を活かして、まちづくりに取り組んでいくことで、人材という地域資源を最大限に有効活用することが可能となります。

第3項では、第1項及び第2項のような意識について、多くの市民等に認識してもらうために、研修会や交流会などの参加意識の醸成を図る取り組みを実施することを定め、そのような場を通じて、市民等のまちづくりへの参加意識の醸成を図ります。

(担い手づくり)

- 第13条 市民等及び市は、まちづくりの基盤を充実させるために、まちづくりの担い手を発掘及び育成します。
- 2 市は、市民等がまちづくりの担い手となるように、自ら学び体験できる機会を提供します。

解説

本条では、まちづくりの担い手づくりについて定めています。

少子高齢化・人口減少が急速に進む中で、まちづくりの担い手の確保は重要です。

生涯にわたって、安心して暮らすことができるまちを実現するためには、まちづくりの担い手を増やしていく必要があります。

このことから、次世代の担い手を発掘・育成し、まちづくりの基盤を充実させることについて定めています。

(集いの場)

第14条 市民等及び市は、さまざまな立場や分野の人々が集う場や機会をつくります。
2 市民等は、積極的に集いの場に参加し、多くの人と交流を深め、地域のつながりを育みます。

解説

本条では、さまざまな人が交流する集いの場を数多く設け、まちづくりに参加しやすい環境をつくることについて定めています。

また、集いの場を通じて、つながりを深め、情報を共有することで、新たなアイデアや連携を促すことが期待できることから、地域交流によるつながりの重要性について定めています。

第5章 行政参加の推進

(市民等の参画推進)

- 第15条 市は、政策等の立案から実施及び評価までの過程において、市民等の参画を求め、これを推進します。
- 2 市は、市民等との信頼関係に基づき、市民等からの意見に対して、誠意をもってわかりやすく説明するよう努めます。

解説

本条では、市が実施する政策の様々な過程において、多くの市民等の参画を推進し、市民等の意見を取り入れて、事業を実施していくことについて定めています。

市事業に市民の意見を数多く取り入れることで、市民ニーズに応じた効果的、効率的な事業を実施することが可能となります。

また、市は、市民等からの意見・疑問などについて、丁寧に説明し、まちづくりの取り組みについて、市民等に理解を深めてもらい、市民と行政との相互の信頼関係を構築し、連携してまちづくりを進めていくことを定めています。

(意見の公募)

- 第16条 市は、市の総合計画その他基本的な計画（以下「計画等」という。）を策定するときは、計画等の案を公表して、市民等から意見を公募します。ただし、意見の公募が適当でないと認められる計画等は除きます。
- 2 市民等は、公表された計画等の案に対し、市へ意見を提出することができます。
- 3 市は、提出された意見に対する市の考え方を公表します。
- 4 市は、計画等を策定する際には、第1項で定める市民等からの意見の公募のほか、次の各号に掲げる事項から1つ以上を実施し、市民等からの意見を求めます。
- (1) 審議会等の設置
 - (2) ワークショップの開催
 - (3) 説明会の開催
 - (4) アンケートの実施
 - (5) 意見交換会の開催
 - (6) その他市長が必要と認めること。

解説

本条では、市が、総合計画などの各種計画等を策定する際に、その計画案を市民等へ公表し、意見を公募（パブリックコメント手続き）することについて定めています。

市民等は、公表された計画案に対し、市へ意見を提出することができ、市は市民等から提出された意見に対して、市の考え方を公表します。

また、計画等を策定する際には、意見の公募のほか、第4項で掲げる6つの手法のうち1つ以上を実施し、市民から意見を求めて、多様な意見を取り入れるよう努めることを定めています。

なお、意見の公募に関する詳細な規程は、別に法令で定めます。

(委員の公募)

第17条 市は、審議会その他の附属機関等（以下「審議会等」という。）を設置するときは、その審議会等における委員の全部又は一部を市民から公募します。ただし、委員の公募が適当でない認められる審議会等は除きます。

解説

本条では、市が設置する各種審議会やその他の附属機関等の委員を選出するときには、広く多様な市民の意見を取り入れるために、委員の全部又は一部を市民から公募することについて定めています。

ただし、法令等で委員の資格が定められている場合や、個人情報等を審議する審議会など、委員の公募が適当でない審議会等については、対象から除外します。

なお、委員の公募に関する詳細な規程は、別に法令で定めます。

(政策の提案)

第18条 市民等は、複数の市民等の合意により、その代表者から市に対して、まちづくりに活かすことができる具体的な政策について、提案することができます。

2 市は、市民等に対して、まちづくりに活かすことができる具体的な政策の提案を求めることができます。

3 市は、市民等からの政策の提案に対して、市の考え方を公表します。

4 市は、市民等の自立したまちづくり活動の提案を積極的に支援します。

解説

本条は、市民等の自由な発想や知識、技術、経験をまちづくりに活かし、市民等が主体的にまちづくりに取り組むことを目的とし、制度を創設するものです。

市民等が市へまちづくりに活かすことができる具体的な政策の提案をする際、その内容は、単に市へ意見や要望を行うのではなく、市の執行機関もしくは市民等で組織する市民活動団体が具体的に取り組むことができる提案を想定しています。

また、提案できる政策は、複数の市民等が議論を重ねて検討したものであることを条件としています。

ひとりの考えより複数の市民等によって考えられた政策であれば、より具体的で実現可能な政策ができると考え、条件を附したものです。

[提案できる政策]

- ・まちづくりに活かすことができる政策
- ・地域課題の解決を図ることができる政策
- ・市民等と市による協働のまちづくりに関する政策

1. 政策の提案は、市民等から市へ提案する場合と、市から市民等へ提案を求める場合があります。
2. 市民等から市へ提出された提案については、市の考え方を公表します。
3. 市は、市民等の自立したまちづくり活動の提案に対して、可能な範囲で積極的に支援していきます。

なお、政策提案に関する詳細な規程は、別に法令で定めます。

第6章 協働のまちづくり推進組織

(推進委員会)

第19条 市長は、協働のまちづくりを推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市民等で組織する八街市協働のまちづくり推進委員会を設置します。

解説

本条は、協働のまちづくりを推進するため、市民等で組織する「八街市協働のまちづくり推進委員会」の設置について定めています。

組織の構成員は、市民からの公募により選出した者、まちづくり活動に関係する団体の代表者などで構成し設置します。

この組織は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として設置し、本条例の運用や協働のまちづくりに関する推進事業の評価などについて、市長からの諮問を受けて内容を審議し、協議結果を取りまとめて答申する役割を担います。

市長は、この答申を受けて、各種事業などの改善を行い、協働のまちづくりの推進を市民の意見を取り入れながら実施します。

(推進本部)

第20条 市長は、市における協働のまちづくりの体制を整えるため、八街市職員定数条例（昭和29年条例第5号）第2条第1項各号に掲げる組織に属するすべての職員が情報を共有し、互いに連携できる環境をつくることを目的に、八街市協働のまちづくり推進本部を設置します。

解説

本条は、庁内に協働のまちづくりを推進するための組織として、「八街市協働のまちづくり推進本部」を設置することを定めています。

この組織は、市長を本部長とし、すべての部署の職員で構成し設置します。

第7章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、協働のまちづくりに関し必要な事項は、市長が別に定めます。

解説

本条では、この条例を施行する際に、必要な事項について、市長が別に定めることについて規定しています。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行します。

解説

この条例を平成29年7月1日から施行することを定めています。

資 料 編

- ・八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定に関する基本方針
- ・八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部設置規程
- ・八街市協働のまちづくり推進協議会設置要領
- ・八街市協働のまちづくり条例策定経過
- ・八街市協働のまちづくり条例(案)に関する意見公募（パブリックコメント）の実施概要

八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定に関する基本方針

1. 目的

この方針は、八街市協働のまちづくり指針に基づき、本市がめざす将来都市像「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」を実現するために、少子高齢化・人口減少社会に対応したまちづくりを市民と共に取り組むため、その基礎となる「(仮称)八街市協働のまちづくり条例」及び「(仮称)八街市協働のまちづくり推進計画」の策定に関し基本的な事項を定め、円滑な策定事務の推進を図ることを目的とする。

2. 条例制定時期・推進計画期間等

条例の制定時期については、平成29年3月末を目途に原案を策定し、平成29年6月から施行する。

推進計画の計画期間については、平成29年度を初年度とし、平成33年度を目標とする5ヶ年計画とする。また、推進計画は、平成29年3月末までに策定し、同年4月から計画事業を実施する。

3. 庁内体制

八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部を設置するほか、庁内協力体制を整備する。

策定本部は別に定める策定本部会、策定委員会をもって構成する。

また、非常勤特別職として、八街市協働のまちづくり推進員を専門委員として設置し、助言・指導を受けながら条例・推進計画を策定する。

4. 策定方法

- (1) 条例及び推進計画の策定手順については、先に推進計画における取組内容について計画したうえで、その推進計画の取組内容を実施するために必要なルールを条例として定めるといった手順で策定する。
- (2) 条例及び推進計画の策定にあたっては、広く職員を参画させ、計画づくりの共通認識の醸成に努めるものとする。
- (3) 条例及び推進計画の策定に関しては、行政担当者による検討にとどまらず、広範な市民の意見を反映させるため、次の方法により条例及び推進計画策定過程における市民参画を積極的に促進するものとする。
 - ・八街市協働のまちづくり推進協議会からの意見聴取
 - ・パブリックコメント手続きの実施
 - ・庁内各課等の意見及び職員からの意見聴取
- (4) 条例及び推進計画の概要及びその策定における重要事項については、「広報やちまた」をはじめとする利用可能な情報伝達手段を用いて、広く市民に公表し、意見を求めるものとする。

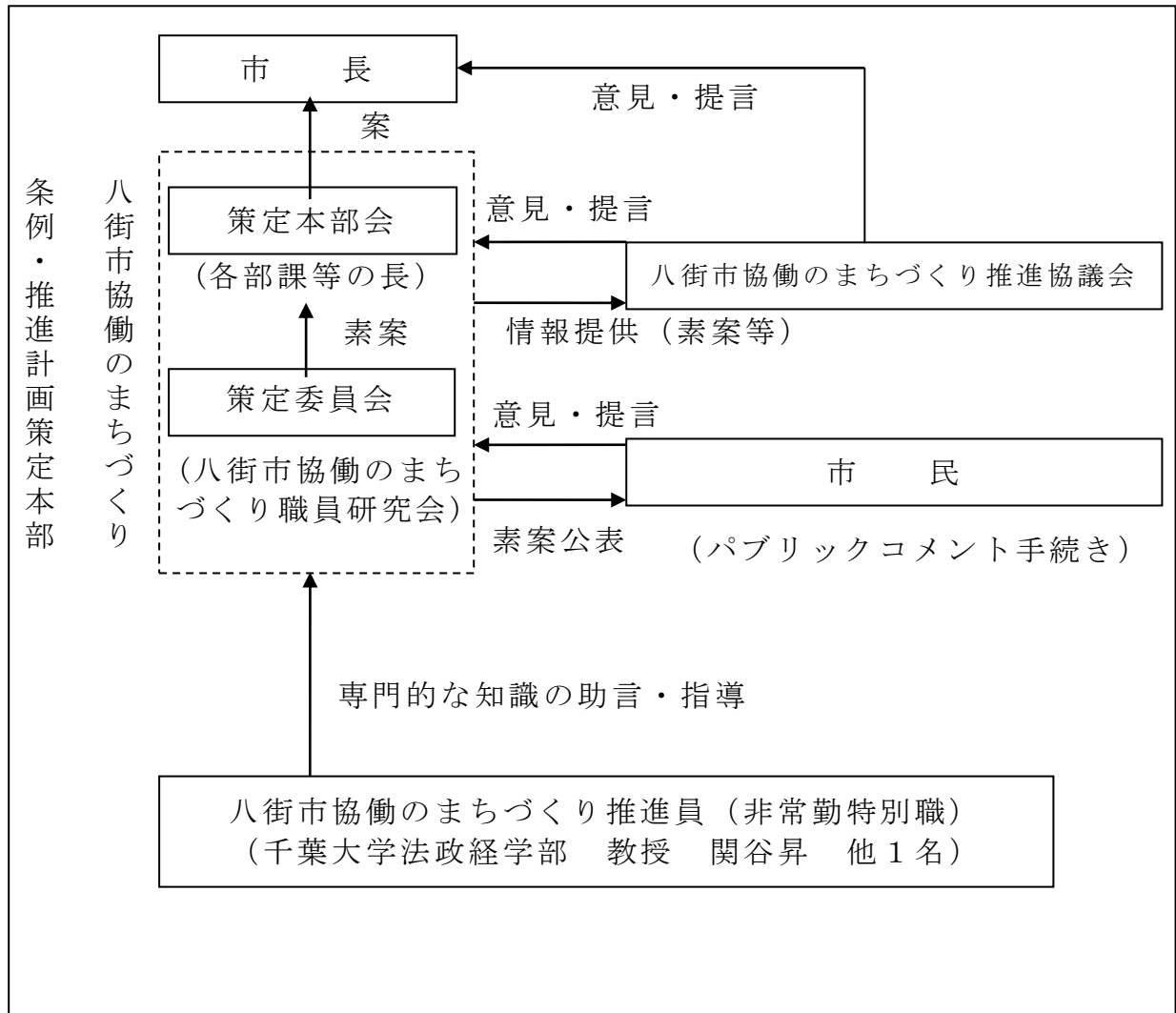
5. その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(平成28年 6月1日：八街市庁議議決事項)

(平成28年12月6日：八街市庁議議決事項)

八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定体制



八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部設置規程

(設置)

第1条 (仮称)八街市協働のまちづくり条例(以下「条例」という。)及び(仮称)八街市協働のまちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定本部は、策定本部会及び策定委員会をもって構成する。

(策定本部会)

第3条 策定本部会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 策定本部会に、本部長及び副本部長を置く。

3 本部長は総務部長を、副本部長は市民部長をもって充てる。

4 本部長は、策定本部会を統括し、策定本部会の会議を招集し、その議長となる。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(策定本部会の任務)

第4条 策定本部会は、条例及び推進計画の企画及び立案の方向付けをし、策定委員会から提出された素案を基に、条例及び推進計画の案を策定し、市長に提出するものとする。

(策定委員会)

第5条 策定委員会は、市民部市民協働推進課長及び別に定める八街市協働のまちづくり職員研究会設置要領の規定に基づく組織職員をもって組織する。

2 策定委員会に委員長を置き、市民部市民協働推進課長をもって充てる。

3 委員長は、策定委員会の会議を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 委員長は、策定委員会の運営を円滑に行うため、必要に応じて小委員会を置くことができる。この場合において、小委員会に所属する委員は、委員長が定めるものとする。

(策定委員会の任務)

第6条 策定委員会は、条例及び推進計画に関する専門的事項の調査及び策定作業の調整を行うとともに、広範な市民の意見を基に条例及び推進計画の素案を策定し、策定本部会に提出するものとする。

(意見の聴取等)

第7条 策定本部会委員及び策定委員会委員は、それぞれの長の命により、広範な市民の意見を条例及び推進計画に反映させるために実施する八街市協働のまちづくり推進協議会等に参加し、意見の聴取

にあたるものとする。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係職員に会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定本部の庶務は、市民部市民協働推進課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公示の日から施行する。

(失効)

- 2 この訓令は、条例及び推進計画が策定された日に、その効力を失う。

附 則 (平成29年2月15日訓令第5号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項）

総務部長
市民部長
経済環境部長
建設部長
議会事務局長
教育委員会教育次長
総務部秘書広報課長
総務部総務課長
総務部企画政策課長
総務部財政課長
総務部防災課長
市民部社会福祉課長
市民部障がい福祉課長
市民部高齢者福祉課長
市民部子育て支援課長
市民部健康増進課長
市民部市民協働推進課長
経済環境部農政課長
経済環境部商工観光課長
経済環境部環境課長
建設部道路河川課長
建設部都市計画課長
建設部都市整備課長
教育委員会教育総務課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会社会教育課長
教育委員会スポーツ振興課長
八街市中央公民館長
八街市立図書館長

八街市協働のまちづくり推進協議会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、八街市が協働のまちづくりを進めていくにあたり、市民と市職員が一体となり、協働の仕組みや推進策等に関する調査並びに検討を行っていくことを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、「八街市協働のまちづくり推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会において、次の業務を行うものとする。

- (1) 八街市に合った協働のまちづくりに関する指針について、八街市協働のまちづくり検討会において作成された指針案を原案とし、その内容について審議したうえで内容を確定させ、市長へ提言する。
- (2) 協働のまちづくりに関する条例や推進計画等について調査・検討する。
- (3) その他協働に関する事項について

(構成委員)

第4条 協議会の委員は、次の者により構成し、定数は16人以内とする。

- (1) 八街市におけるまちづくり活動に関係する団体の代表者 6人以内
 - (2) 八街市協働のまちづくり検討会から選出された者 5人
 - (3) 市職員 5人
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 第1項第1号及び第3号における委員の任期は、その職にある期間とする。
- 4 欠員などの事由により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、任期到来前に、協働のまちづくりに関する条例案及び推進計画案が作成された場合には、協議会に諮った上で協議会を解散し、委員の任期は終了するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- (1) 会長は、協議会委員の互選により決定する。
- (2) 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- (3) 会長は、協議会を招集し、会務を総理するとともに、協議会を代表する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(報告)

第6条 会長は、協議会における検討結果についてとりまとめの上、市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民部市民協働推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年 4月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年 4月 1日から実施する。

平成29年3月時点

八街市協働のまちづくり推進協議会構成員名簿

1. 八街市におけるまちづくり活動に関する団体の代表者（6人以内）

区分	推薦団体	職	氏名	備考
①	八街市区長会	会長	清水 篤	地域コミュニティ
②	八街市シニアクラブ連合会	会長	伊藤 時男	高齢者世代
③	八街市小中学校PTA連絡協議会	会長	濱詰 大介	子育て世代
④	八街商工会議所	会頭	櫻井 勝治	商工労働
⑤	千葉みらい農業協同組合 八街支店	支店長	立崎 昭男	農業振興
⑥	社会福祉法人八街市社会福祉協議会	会長	石毛 勝	ボランティア

2. 八街市協働のまちづくり検討会選出者（5人）

区分	所属等	氏名	備考
①	八街市地域自立支援協議会子ども部会	長谷川 正幸	公募市民
②	保健推進員	舩木 義江	公募市民
③	一区第1町内会防犯パトロール隊	松本 植	公募市民
④	八街市子ども会育成会連絡協議会	林 一美	公募市民
⑤	八街郷土史研究会	玉川 寛治	公募市民

3. 市職員（5人）

区分	所属等	氏名	備考
①	総務部長	武井 義行	
②	市民部長	山本 雅章	
③	経済環境部長	江澤 利典	
④	建設部長	河野 政弘	
⑤	教育次長	村山 のり子	

八街市協働のまちづくり条例策定経過

時 期	会議名等・内容
平成28年6月1日	八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定に関する基本方針を庁議にて議決
6月8日	八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部設置規程を施行し、庁内に策定組織を設置
6月23日	第1回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定本部会・策定委員会（同時開催）
7月27日	第2回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定委員会
7月28日	第2回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定本部会
8月29日	協働事業等実態調査及び推進計画（骨子案）に対する庁内意見聴取
9月29日	第3回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定委員会 第3回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定本部会
10月6日	庁内協働事業実態調査（再実施）
10月20日	第4回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定委員会
10月27日	第4回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定本部会 第1回八街市協働のまちづくり推進協議会
11月15日	推進計画（案）に対する庁内意見聴取
12月1日～21日	推進計画（案）に対する意見の公募（パブリックコメント）を実施
12月22日	第5回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定委員会 第5回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定本部会 第2回八街市協働のまちづくり推進協議会
平成29年1月20日	第6回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定委員会 第3回八街市協働のまちづくり推進協議会
1月26日	第6回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定本部会
2月23日	市長へ推進計画案を報告
2月28日	推進計画を決定
2月17日～3月9日	条例(案)に対する意見の公募（パブリックコメント）を実施
3月23日	第7回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定委員会 第4回八街市協働のまちづくり推進協議会
3月24日	第7回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定本部会
5月9日	条例（案）を法令審査委員会幹事会にて審議
5月16日	条例（案）を法令審査委員会にて審議
6月	6月議会 定例会に条例（案）を上程
6月23日	八街市協働のまちづくり条例を公布（平成29年7月1日施行）

本条例は、「八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定に関する基本方針」を定め、その方針に従い策定作業を進めました。

条例を策定するにあたっては、条例と同時に策定を進める推進計画の内容を踏まえ、その計画内容を実現するために必要となる具体的なルールを、条例で定めるといった方針のもと、作業を進めました。

条例及び推進計画を策定するための組織として、庁内に「八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部」を設置し、各部課等の長で構成する「策定本部会」と総務課長及び八街市協働のまちづくり職員研究会の委員で構成する「策定委員会」において、それぞれ

全7回の議論を重ね策定作業を進めました。

また、まちづくり活動に関係する団体の代表者、公募市民、市職員で構成する「八街市協働のまちづくり推進協議会」を全4回開催したほか、条例案を市民に公表し、意見の公募（パブリックコメント）を実施し、まちづくりに熱心に取り組む市民からの意見を取り入れながら策定作業を進めました。

さらには、八街市協働のまちづくり推進員として、千葉大学法政経学部の関谷昇教授にご参画いただき、豊富な知識と経験に基づく、的確なご指導をいただきながら策定作業を進めました。

このように多くの議論を重ね、本市の協働のまちづくりを推進するために必要なルールについてとりまとめ、「八街市協働のまちづくり条例」を策定しました。

八街市協働のまちづくり条例(案)に関する意見公募（パブリックコメント）の実施概要

【意見公募概要】

○期間

平成29年2月17日(金)から3月9日(木)まで

○縦覧場所

- ・市役所総務課窓口
(月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時00分まで)
- ・市役所玄関ロビー
(土曜日・日曜日 午前8時30分から午後5時00分まで)
- ・中央公民館、図書館（開館日の開館時間）
- ・市ホームページ

○応募資格

市内に在住・在勤・在学の方、市内に事務所・事業所・法人のある方

○意見の提出方法

指名・事業所名等、住所、電話番号を記載し、総務課窓口へ提出、縦覧場所に設置した意見投票箱に投函、郵送、ファックス、Eメールのいずれか。

○公募結果

公募意見はありませんでした。

八街市協働のまちづくり条例の解説

平成29年6月

八街市 市民部 市民協働推進課

〒289-1192

千葉県八街市八街ほ35番地29

TEL : 043-312-1140

FAX : 043-443-1742

市ホームページ : <http://www.city.yachimata.lg.jp/>